

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年11月22日（火）17:26～18:02
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

- 西海 重和 国土交通省観光庁観光産業課長
- 齊藤 敬一郎 国土交通省観光庁観光戦略課調査室長

<提案者>

- 門脇 光浩 秋田県仙北市長
- 福田 成洋 秋田県仙北市観光商工部農山村体験デザイン室長

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁について
- 3 閉会

○藤原審議官 それでは、国家戦略特区のワーキンググループを再開させていただきます。

「農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁」ということで、こちらのテーマは、今年の5月でございましたが、区域会議で門脇仙北市長より御紹介、御提案いただきまして、早速、6月の日本再興戦略の閣議決定で一定の方向性を出させていただきました。再度、10月4日、特区諮問会議に門脇市長が御出席されまして、さらにこの詳細な御提案をいただきまして、ここから先は1カ月という大変なスピード感で、先週、11月9日でございましたけれども、同じく特区諮問会議で、本日も配らせていただいている資料にもあるとおり、諮問会議での決定という形になったわけでございます。その際に石

井国土交通大臣にも御出席いただいたということで、本日はそれをまたどう制度設計を進めていくかという詳細な議論に入らせていただくということでお願いできればと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくささいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、今回の御説明をお願いいたしたいと思います。

○西海課長 ありがとうございます。観光庁観光産業課長でございます。

本日は、5月19日の諮問会議、先日終わった諮問会議を踏まえまして、具体的な方向性について御説明を差し上げたいと思っております。

基本的な方向性は、従来、旅行業の登録を取るためには、旅行業務取扱管理者試験という非常に科目数も多い、合格率で申し上げますと2、3割ぐらいなのですが、この試験を受けた管理者を置いて初めて登録となっておりますけれども、今回はそれを大幅に簡素化いたしまして、全体としてまず、研修を行う。研修の中には、大体通常の修了試験がございますが、修了試験という形で試験を行う。ただし、その修了試験は、研修の中で真に重要なものだけに限る。いきなり簡素化したもので旅行業登録を取りやすくしたいと思っております。目標としましては、合格率で行けば、2、3割のものを8割以上のできるだけ合格しやすいものに考えてございます。

中身の御説明をさせていただきます。現行でございますけれども、国内旅行業務取扱管理者試験は、基本的には消費者との関係で、具体的に例えば、消費者とのキャンセルとか、いわゆるキャンセルの解除権とか取消料とか、あるいは事故が起こった場合の補償の関係、責任の関係等々を旅行業法とかでこういう中に決めてございます。こういったものを通常旅行業法と旅行業の約款で学んでいただきます。それ以外に、通常の現行の試験では、他にも色々と学んで受けなければいけない科目がございます、具体的には、観光モデルのコース設定ですとか、いわゆるバスとかタクシーとか、ジャンボタクシー等の自動車運送、さらにはホテル、旅館の宿泊の約款、さらに海上運送や航空、鉄道に至る、これも約款や運賃計算がございます。この運賃計算は非常に難しく、乗継ぎとか、今はインターネットの時代で、自動ですぐ出てきてしまうのですけれども、こういったものもかなり難しい難問を要求してございまして、こういったものは不要ではないかと考えているところでございます。また、全国の地理に関する試験も非常に難しいものがございまして、後で出てまいります、全国のお祭りに関する知識など、色々かなり難しいものがあるので、これはさすがに要らないだろうということでございます。

下を御覧いただきたいと思いますが、そういうことで、あくまで今回の仙北市は、私は色々御提案とか、市の色々な観光スポットとかも色々実際にホームページ等から拝見させていただきます、基本的には法律と約款で十分ではないかと思っております。強い挙げれば、比較的小さなマイクロバスで、例えば、田沢湖に行かれたり、高原のほうに行かれたり、そういったことがあり得るかと思っておりますので、そういった部分については、

必ず講習で学んでいただいて、修了試験で習熟度を図る。

それ以外につきまして、図では「試験免除」と点線で囲んでございますが、講習では選択制にしようと思っております。例えば、仙北市、あるいは今後、仙北市に似たようなところが出てきた場合に、これだけは講習で学んでおきたいというものがあれば、そういった科目も講習の中でお伝えする、学んでいただく形にしたいと思っております。例えば、これは実際にあるかどうか分かりませんが、仙北市の市内には秋田内陸縦貫鉄道がございまして、これを使って市内の観光地を回られる場合には、鉄道の細かい運賃計算は要りませんけれども、簡単な約款の本当に基礎中の基礎だけは学んでいただくということは選択制にしたいと思っております。こういったことで、場合によっては、この「試験免除」と囲まれている部分の講習は必要なものだけに限定させていただいて、試験は行わない。あくまで利用者との関係で、いつ契約が成立するか、契約では何を書かなければいけないか、責任はどういう場合に発生するかという基礎中の基礎を学んでいただいて、安心して旅行していただこうと思っております。

次のページを御覧ください。今後のスケジュールについて、現行の試験は、かなり問数も多いものですし、過去からずっと積み重ねた試験でございまして、同じ問題が出ると、過去問とかでみんなできてしまうので、毎回必ず試験問題は違うようになり工夫してやっております。そういうことで、このスケジュールを御覧いただきまして、大学の先生方は御存じかと思っておりますけれども、結構試験問題は大変でして、下手すると大体半年ぐらいかかることがございまして、今回は試験委員ではなくて、あくまでも法律と約款が中心でございまして、私ども直営でやろうと思っております。つまり、観光庁で法律と約款は分かっておりますので、問題を作って、これを半分より短い期間で試験を実施できるようにしたいと思っております。

繰り返しになりますが、講習の受講によって免除される修了試験科目は以下に書いてあるとおり、各運送に関する知識、地理とかモデルコースとか、約款も実は中に旅行業の約款以外に海上運送や航空運送、鉄道運送の約款も一部含まれておりまして、例えば、これも仙北市でこういう輸送モードを使わないのであれば不要だろうということで、これも約款の試験から抜こうと思っております。したがって、約款の試験も大幅に簡素化されることになっていると思っております。

以上で、基本的にはできるだけ早く、試験もできるだけ簡素化して、ただし、必要なものについては御希望に応じて講習で学んでいただけるようにしたいと考えてございます。

ちなみになのですが、3ページ以降でこんな問題がありますという例を申し上げたいと思っております。例えば、航空輸送は実は、3歳から12歳未満の小児運賃なのですが、一応勉強しないと、この場合は誰がただで、誰が子ども運賃で、誰が大人運賃でとかそういうものがありますし、次のページは難しいものなのですが、こういうものは今回は試験から免除しようと思うのですけれども、これのうち、この中で乗継ぎ割引がかかるものはどれかというものなのです。正解を申し上げますと、新幹線を挟んで片方だけは特急が割引されるの

ですが、そんなルールは皆さん知らないので、今回はこういうものは要りませんので、こういうものはどんどん外していこうということでございます。

次のページ、このようなものは、全国の旅行を扱う方には大体勉強していただいています。例えば、お祭りの話ですが、京都の「鞍馬の火祭」と同じ京都で行うものは何かと。

「時代祭」でございますけれども、こういうものは全国の旅行を扱っていらっしゃる方には必要かもしれません。ですが、今回はこういったものは必要ではないだろうということでございます。ちなみに正解だけ申し上げますと、次の「秩父夜祭」は「長瀨」が同じ都道府県にある観光地でございますし、「阿波おどり」に関しては間違いを探すのですが、これは土佐にある「はりまや橋」だけが間違いで、あとは全部「阿波おどり」と関係する徳島県の話でございます。

最後でございますが、こういうものもございまして、モデルコースというのはこういう問題なのです。例えば、高松駅から瀬戸大橋を通過して岡山の後樂園に行つてというものなのですけれども、答えは「イ. 大原美術館」で、個人が建てられた日本で最古の美術館ですが、こういったものは、もし、この地方でやる方がいるなら要るかもしれませんが、大体そういった人は知っていることなので、必要ないということなので、今回は全国の地理は要らないということでございます。

以上、こういったことございまして、今試験として受験されているものを大幅に研修の中でやって、最後に必要なものだけ修了試験というやり方でやりますので、かなり合格する確率が高いのではないかと思いますので、これで是非今後は仙北市の御要望を伺いながら、必要な講習があれば、それはまた教材として提供する形でやっていきたいと思っています。

説明は、以上でございます。

○八田座長 とても前向きで弾力的な案を作ってくださいありがとうございます。

それでは、門脇市長、コメントをどうぞ。

○門脇市長 本当にありがとうございます。

色々な緩和、要件をまっさに見ることができて、大変ありがたく思っています。

今初めて見たので、いくつか心配なところがあるなという気はするのですが、旅行業法の場合は3種類ありますね。国際、国内、地域限定とありますね。私たちが考えているのは地域限定のさらに限定というか、今の区分けで行くと、隣接する市町村も併せて免許制度みたいなことになっているみたいなのなのですが、私たちの場合は、まさに農山村体験推進協議会という仙北市内の農家のお父さん、お母さん方、おじいちゃん、おばあちゃん方の集まりですので、そういう方々が、仙北市外のアプローチをすることはほとんどというかゼロだと思います。なので、さらに地域が限定された研修等という考え方のほうが、私たちとしては理にかなうのかなと思っていて、この研修を今、観光庁にやっていただける話のようにお聞きしたのですが、そういう地域限定のさらに限定みたいなものを観光庁にわざわざやっていただくのも申し訳ないなという気がします。

それから、例えば、こういう形で免許というかライセンスをいただいて、旅行業の協会があるわけですが、その協会に対してどのような位置付けになるのかというところがよく分からなくて、万が一事故とか何かということがあったときに、それに対してあなた方はどういう責任を取れるのかということは必ず問われると思うのです。そのときに、一般的には供託金制度ということで一定の金額を供託させていただいている状況かと思うのですが、その金額も非常に高額なので、おじいちゃん、おばあちゃん方にそれを出して頑張れというのも中々言いにくいところがあるのですが、その免許制度の話とお金の話ということ、もう少しイメージがあったら教えていただければと思います。

○八田座長 観光庁、どうぞ。

○西海課長 お答えさせていただきます。

もしよろしければ、今旅行業の表をお配りさせていただいてよろしいでしょうか。これから御説明することの御参考になるような資料を当初は付けていなかったのですが、御用意させていただきましたので、御説明させていただきます。

今回、仙北市でおそらく取っていただく可能性の一番高い一つが、地域限定か第3種と呼ばれているものかだと思います。そういう意味では、上から3番目、4番目になろうかと思えます。これは今、お話のあった、まさに募集型のいわゆるパック旅行の場合で隣接市町村までできるもので、これも今のお話のように隣接市町村まで及ばない可能性が高いということでございます。

ちなみに、この場合の登録に対して、二つ経済的な要件がございます。一つは、営業保証金と言いまして、もし、破綻してしまった場合でも、その旅行が行われるように保証金を出すというものです。括弧が付いていますが、これは旅行業の団体に入った場合、営業保証金の額が大幅に軽減されます。これはいわゆる団体保険的な効果を持ちまして、プールされていますので、法令上の表向き、営業保証金は100万円ではございますが、旅行業の団体を通じて保証金ということになりますと、20万円になります。もう一つ、基準資産につきましては、100万円ということになります。地域限定であればです。第3種であれば、それぞれ60万円、300万円ということになるかと思えます。

先ほどの市長の御質問の中で、旅行業団体との関係はどうなるかについてもいただきました。今回はこの仕組みを考えるに当たりまして、私どもは旅行業団体にも既に御説明してございまして、登録を取った場合には、欠格要件とか特段厳しい入会要件を課しておりませんので、基本的にはほぼ自動的に旅行業団体に加入いただくことになっております。その際に、それをもってやれば、この営業保証金は大幅に5分の1に軽減されるということでございますし、また、何か事故があった場合のいわゆるさまざまな場合の対応とか色々な件を、旅行業団体から、先にも不幸ながら軽井沢の事故がありましたけれども、あーいった経験からどういう対応をしたらいいか、保証はどういうことをしたらいいかというノウハウをちゃんと教えていただけることになってございますので、それはそちらできちんと対応できるようにしたいと思っています。

○八田座長 その場合、旅行業団体の加入料とか、会費はどのぐらいなのですか。

○西海課長 こういう例で入るのは初めてなので、それは旅行業の団体とこれから調整になろうかと思いますが、できるだけ高い値段を取らないようお願いしているところがございますので、今後、調整をさせていただきたいと思います。

○八田座長 仙北市、どうぞ。

○門脇市長 今少し理解できていないのは、こんなふうにしたほうがいいよというアドバイスをいただければありがたいのですけれども、今のうちのほうの農山村体験推進協議会は、おじいちゃん、おばあちゃん方の集まりで、このおじいちゃん、おばあちゃん方は、基本的に基準資産などというものはないわけですね。ないのです。この表だと、基本的にはその基準資産を用意してね、という話になるのですね。

○西海課長 そうですね。

○門脇市長 いいのです。例えば、それがおじいちゃん、おばあちゃん方が持ち寄って、100万円という資金を作るということが、むしろモチベーションになっていくということもあるかもしれないので、決してマイナスの部分だけではないと思うのですけれども、今32件、33件の農家民宿の方々の登録があるので、その方々でみんなで割り勘しようという話もあるかもしれないのですが、それをやったときに、私はお金を出すのは、という話をする方もいらっしゃるでしょうから、この辺基準資産をどう作るのかというところは、地元で色々な工夫が必要なのかなという気がします。あとは、福田室長から。

○福田室長 仙北市の福田です。よろしく願いいたします。

先ほど、営業保証金を20万円にすることも可能だというお話だったのですけれども、やはり基準資産のところ、仮に資産がゼロの状態から20万円をこちらに納付したとすると、総資産額がゼロからですから、20万円ということになって、基準資産のほうを満たさないということになりますので、結局、営業保証金だけで資産を形成するとすると、100万円が必要になるのではないかと、今伺ってちょっと感じたのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○西海課長 個々人でやるか、元々当初考えておりましたのは、農業生産法人だとできるだろうという一つの考えが当方にあり、また、個々人の場合も、何人かがグループとなって、そういった形でおそらく登録を目指されるのかなと思っていましたので、今のお話であれば、例えば、個々人で行くと確かに厳しいかもしれませんが、お話にあったその30人でどういう方が教えていただければ、私どもとしてはどういった工夫ができるか、また御検討させていただければと思っています。1人だと中々これは厳しい基準だと思いますけれども、例えば、30人いらっしゃるのであれば、その中で営業保証金、基準資産をどのようにやったらうまくやれるかというのは、是非一度御相談させていただければ、私どもとしては何か知恵を出したいと思っています。

○門脇市長 八田先生、うちのほう、仙北市の場合は、多分珍しいぐらいの農家民宿の集積があるので、30人の方々に、もしかしたら割り勘しましょうかという話もできるかと思

うのでけれども、仮にこの特区の制度が全国の農村を元気づけていくという制度になっていくためには、できるだけハードルを低くしたほうが当然いいでしょうから、30軒あるからあなたのところはできたのだけれども、うちのほうは2軒しかなくて、でも、その2軒が一生懸命頑張ろうと思っているのだけれども、1人10万円、20万円を出さなければいけないのだよなという話になると、これはまた拡大性が。その辺がすごく心配で。

○八田座長 これは金融資産でないといけないのですか。不動産ではダメなのですか。

○西海課長 そこはまた確認させていただいて、色々どどのようにということは確認して答えさせていただきたいと。

○八田座長 不動産だったら、かなり簡単ですね。

○西海課長 不動産ではそうですけれども、確認させていただきます。

○八田座長 それが一つと、営業保証金の目的は非常によく分かって、旅行業団体に入るということの一種の保険に入ることと同じですね。

○西海課長 おっしゃるとおりです。

○八田座長 これは必要だろうと思うのですが、基準資産の基準がもし、不動産も含まれるのならよく分かる感じがするのですが、そうでなかったら、これは目的が何かということになりますね。

○西海課長 元々営業の継続と過去の経緯で伺っておりますが、どのように基準資産を積み上げるかというのはむしろ運用の世界なので、先ほどの知恵を出ささせていただければというのはそういう趣旨でございます。

あと、付言させていただきますと、仙北市のような30人ではなくて、今後、仮にもっと少ない自治体が出てきた場合でございますが、今、旅行業法の検討を行っております、その中でよく議論に上るのはこの一番下の旅行業者代理業者というものでございます。これは、旅行業者の言わば代理業者という形になりますので、基準資産とか営業保証金は免除されます。管理者を置けばいいということなので、今回の試験で簡単に置けばいいということになります。

違いは代理業なので、あくまで旅行業者の方と相談しながら企画商品を作って売っていただくという形になります。なので、この仕組みはあまり使われていないのですけれども、もし、もっと人数が少なくて中々売れないという場合、今後こういった仕組みを使えるかどうかは検討させていただきたいと思えます。

○八田座長 門脇市長、どう思いますか。

○門脇市長 今の旅行業者代理業はそうすると、代金回収とかも、例えば、仙北市のおじいちゃんができるということになるのですか。

○西海課長 代理業者ですから、責任は一緒に連帯で負っていただきますし、代理店ということなので、料金回収はできます。基本的に販売ができます。

○門脇市長 商品の造成もできると。

○西海課長 商品の造成は、代理なので、旅行業者の方と一緒に企画して考えていただい

て、ただ、代理業者なので販売ができることになります。

○門脇市長 多分、室長がお話ししたいことがあるかと思います。

○福田室長 今、代理業のお話があったのですけれども、基本的に代理業というのはメインとなる普通の旅行会社があって、その代理店のような、その下に付くようなイメージで考えていたのですけれども、それとはまた違うという御説明でしょうか。

○西海課長 一番典型的にはおっしゃるようなところでございますけれども、今の着地型のこういった地場の旅行商品を売るに当たって、こういった代理業の制度をもっと有効にうまく活用して、地場のことを分かっているのはむしろ地域の方々ですから、代理と言っても、別にただの販売の代理をするのではなくて、一から旅行商品の造成と一緒にやっていただいて、販売については代理で売らせていただく。責任については連帯責任で負っていただくという形で、この代理業でうまく使って、今まで売れなかった、例えば、こういった農家民宿のところですか、あるいは旅館とか、そういったものも売れるようにできないかということも検討してございまして、例えば、代理業についても、そういった柔軟な運用ができるような方向で考えていきたいと思っています。

○藤原審議官 先生方からコメントを。

○八田座長 どうぞ、委員の方々。本間先生、ありますか。

○本間委員 代理業のときに、本体と言いますか、親の関係のフレキシビリティがどこまであるかということが一番気になる場所ですね。ですから、そこは個別に何らかの契約を結んで、その契約の中身についてどういう条件が必要かということについては、何かあるのでしょうか。

○西海課長 これは全くないというわけではなくて、従来からある制度でございまして、先生がおっしゃいますように、できるだけ実態が、農家の個人個人の方々が過度な責任を負わないように、契約のほうも必要があれば見直しも含めてやっていきたいと思っております。

○八田座長 そっちをフレキシブルにやっていくか、あとは、この基準資産ということですね。

○西海課長 そうですね。積上げ方を工夫するかという運用の世界ですので。

○阿曾沼委員 ただ、農家の方が旅行業者と交渉しながら色々やるというのもつらい話ですよ。農家の御年配の方々は余計つらいですよ。

○門脇市長 現実的に多分厳しいと思うのです。

○福田室長 現在も旅行会社と契約を結ぶという要請が何件か来ているのですけれども、農家の方々が、契約書を読んで、それを理解して契約していくということに非常に抵抗があるということが現実にはございまして、その部分の契約という行為の中で、この代理業がどういう立ち位置になるのかが、今のお話だけではまだちょっと分からないかなというところはあるのです。

○西海課長 一方で、代理業を使う場合のメリットは、結局旅行業者は大体販売のネット

ワーク、チャネルを持っておりますので、うまくお互い協力して旅行商品の造成ができた場合は、最近発達したインターネットとかさまざまな販売チャネルを使って、宣伝、販売をする可能性が広がるというメリットもございます。

おっしゃるように不安な点としては、確かに細かい契約とかで中々分かりづらいのではないかとございませぬけれども、それについては、今後こういったものが増えてくる場合には、例えば、モデル約款みたいな契約を作っていくことによって、責任関係も明確に分かりやすくしていくことは可能でございますので、今までニーズがなかったのもそういったことはやってきませんでした。今後、こういった農家民宿とか、あるいは漁家民泊とかでこういった体験ツアーが出てくる場合には、今後そういったことも含めて考えていきたいと思っております。

○八田座長 その場合、モデル約款は観光庁でお作りになるということですか。

○西海課長 当然そういうことになるかと思ひます。

ただ、今まではそういうものがなかったのも、標準旅行約款しか作っていませんでしたが、これは大手とか、それなりの地域の大きい会社がやるというイメージで作ったものから、こういった新しいニーズについては、また新たな契約のモデルとかを作っていく必要があろうかと思ひますので、必要に応じてそういったことも考えていくということでございます。

○八田座長 仙北市、どうぞ。

○門脇市長 ちょっと青臭い話ですけれども、例えば、地域の疲弊感がある中で、農家の方々、農村の方々が、一生懸命自分たちのところは素晴らしいところだということにやっとなり気付き始めてきている。何でそれができたかという、グリーンツーリズムがあつて、他の外部からお客様が来て、感動して帰っていただいている。自分たちで一体何が財産なのかとやっとなり気付き始めてきて、これが素晴らしいものになると思ひてきているという、今何とかこの意識を少しでも広くしていこう、高めていこうということをしているわけですけれども、そういうときに、例えば、どちら様かの下請をやっていますということでは、だいぶ違ふと思ひます。

だから、旅行代理業のことをうまく使いながらも、自分たちが主体として農村を元気にしていくということの担い手になりたいと思ひているおじいちゃん、おばあちゃん方、それを見ている娘、息子、孫の人たちに、ここで生活していくことを決心してもらうためには、自分たちが主体になるべきだと思ひます。

それがまずは1点と、そうなつたときに、今度は例えば、今若手の方々もすごく興味を持ってきている方々がいらつしやるのですけれども、その方々の話を聞くと、自分たちでインターネットでFITの外国人旅行者の方々を掘り起こしたいという話をしているのですけれども、その方々を掘り起こすという業務は旅行業者代理業でできるのですか。

○西海課長 どちらでも、先ほどの地域限定で旅行業の登録を取っている方は自由にやれると思ひますし、旅行業者代理業者になる場合も、あくまでその旅行商品の造成でお互い

に協力して作って代理で売るのでという建付けを取れば、いくらでもインターネットで売っていただいてよろしいのではないかと思います。

○阿曾沼委員 ある意味、旅行業者から委託された業務だと言え、何でもできるということですか。

○西海課長 分かりやすく言うと、従来は、JTBのような大手が作った旅行商品、国内を回る旅行ですね。例えば、東北から宮崎県に行くとか、北海道とか、そういった商品を支店にもたくさん置けない代わりに代理業という形で売ることが元々代理業の発祥だと思うのです。

ですが、今、時代が変わって、むしろ地域のことは地域のことが分かる方が作って、それを来た方に対して売っていくという形になります。そのときに、この代理業とやる場合には、そういう意味では、旅行業者の役割は、今度は大手はむしろ責任を一緒に持つ、あるいは、自らの販売チャネルを使って、国内外に広くこういったいいものですということやうまく商品として載るように宣伝、売っていただくという形で、この旅行業代理業という使い方を変えていくといいのではないかと考えています。

○阿曾沼委員 今はあまり普及していないとおっしゃっていたのですが、なぜ普及していないのですか。

○八田座長 今のお話を伺っていると、先ほどの旅行団体が一種の保険業をやるというのと似ていて、大手の旅行業者はその販売チャネルを使って国内外に広く営業をかける一種のサービス提供業だと見ることができる。それを仙北市の方たちが利用する、そんな感じですかね。

そうすると、どっちが代理なのかがよく分からないので、名前の問題はあるのだけれども、それはうまく活用すると非常に便利なサービス業だよということですね。

○西海課長 はい。

○阿曾沼委員 やりたい事業者がいて、仙北市と一緒に組んでやると言え、合意すれば今すぐにできるということですね。

○西海課長 はい。

○阿曾沼委員 しかも、高齢者の方々も試験を通らなくてもいいということですか。

○西海課長 この場合はそうです。

○阿曾沼委員 地域のアイデンティティーを持っていて、御自分たちの責任においてやりたいというのであれば、地域限定でやるのが良いかもしれませんね。その地で孫、子の代まで継続的にやるとか、御家族で一緒になってやられるということで地域限定の形で、試験免除でやるのも良いかもしれませんね。

○門脇市長 でも、ここは旅行業取扱管理者の選任が必要となっていますね。これが必要なのはなぜなのですか。

○八田座長 一番簡単なのは、先ほどの基準資産のところを、例えば、不動産か何かでもって解決して、まずはそこからスタートして、それでかなりうまくいくようになったらば、

先ほどの代理業のサービスも活用するというのがうまくいきそうですね。

○阿曾沼委員 地域のアイデンティティーを持ってやるならば、その仕組みでやればいいですね。

○八田座長 それでは、藤原さん。

○藤原審議官 事務局からですけれども、今日もお話がありましたように、旅行者なのか、代理業を活用するのか、またそのあたりも引き続き議論ということで、場合によっては、またこういった3者でワーキンググループの方々を中心にしまして、観光庁と仙北市で引き続きやらせていただければと思います。

一つ、私どもは省令改正措置なのかなということでお聞きしていますが、我々はおそらく通常国会で特区法の法律改正するのですけれども、そこに乗ってくる話なのか、省令改正かということについて、一言お話をお願いします。

○西海課長 失礼しました。現行の旅行業法の中で、この試験の部分に関しましては、例えば、旅行業の協会等が講習をした場合、あるいは一定の資格がある場合等については、観光庁長官は試験の科目の一部を免除することができるという元々の規定がございますので、その法律の部分を活用して、省令にこういった講習を行った場合は、こういった試験の科目、こういう科目を免除できるという規定を省令改正で入れようと思っております。そういうことで、できるだけ早くこれに対応したいと考えてございます。

○藤原審議官 それでは、省令改正でスピーディーにということでございますね。

○西海課長 はい。

○藤原審議官 ありがとうございます。

もう一点だけ、この件に関しては、観光庁に相当御尽力いただいて、スピード感を持ってやっただいていてということ、大変ありがたいのですけれども、1点だけ、もうお聞き及びだと思えますけれども、11月17日に、皆さんがやられている新たな時代の旅行業法制に関する検討会に仙北市が御出席されたのでございますが、その際に、事務方同士だと思えますが、ミスコミュニケーションもあって、若干仙北市が想定し得ない形での検討会だったとお聞きしていますので、そのあたりはミスコミュニケーションのないように、趣旨をきちんとお伝えいただき、有意義な会合に是非していただきたいと思っておりますので、次回以降、それでよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○西海課長 分かりました。今日は、ありがとうございます。

改めて、今日は先生方、仙北市長、仙北市の皆様方から、実態というか具体的なことを伺いました。そういう意味では、私どもはこの基準資産のことはある種問題意識が低かったもので、こういった今日御指摘いただきました基準資産の問題とか、あるいは、もっと少ない人数でこういった旅行商品の販売をしたい場合、どういう方法が一番いいのかということではできるだけ分かりやすい形で、できるだけ早急に示していきたいと思っておりますので、是非よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○八田座長 積極的に対応していただき、本当にありがとうございます。

これで閉会させていただきたいと思います。